

8月1日からは新しいものを提示

国民健康保険加入者

国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）を送ります 新保険証は薄い緑色です 1010257

発送日 7月18日（火）

※郵送を希望しない場合は、7月14日（金）までに国保年金課へ連絡の上、窓口で受け取り

有効期限 8月1日～来年7月31日

※70歳で前期高齢者となる人は誕生月の末日（ただし、1日生まれの人は誕生月の前月末）、75歳で後期高齢者医療に切り替わる人は誕生日の前日が有効期限保険証と高齢受給者証は一体化

70歳から74歳までの人は、保険証と高齢受給者証を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に負担割合が記載されています。

限度額認定証のご利用 1002450

医療費が高額になる場合、病院窓口で提示すると自己負担が一定の限度額になる認定証を発行しています。認定証は、申請した月の1日から有効です。

持ち物 申請する人の保険証とマイナンバーカードまたは通知カードと顔写真付き身分証（国民健康保険加入者は世帯主と本人のマイナンバーが必要）

※交付済みの認定証有効期限は7月31日（月）のため、引き続き利用したい人は、申請が必要です

※70歳以上の国民健康保険加入者で、所得区分が「現役並み所得Ⅲ」か「一般」に該当する人は、国民健康保険証（兼高齢受給者証）を提示するだけで限度額までの支払いとなります

※国民健康保険税に未納がある世帯の国民健康保険加入者には、原則交付できません ※マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関・薬局では、限度額認定証の手続きなしで限度額までの支払いとなります

70歳未満の国民健康保険加入者の自己負担限度額

所得区分 ※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費 (1食当たり)
ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円 ※2】	460円
イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円 ※2】	
ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円 ※2】	
エ	57,600円 【44,400円 ※2】	210円 ※3
オ	35,400円 【24,600円 ※2】	

70歳から74歳までの国民健康保険加入者の自己負担限度額

所得区分 ※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費 (1食当たり)
	外来	外来+入院	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円 ※2】	57,600円 【44,400円 ※2】	460円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円 ※2】		
現役並み所得者Ⅰ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円 ※2】		
一般	18,000円 (年間限度額: 144,000円)	57,600円 【44,400円 ※2】	210円 ※3
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

※1 所得区分は世帯によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください

※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額

※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請により160円に減額されます

申請・問合せ 国保年金課国保係 ☎内線 3134、白沢支所生活係 ☎内線 7848、利根支所生活係 ☎内線 7916

後期高齢者医療制度加入者

後期高齢者医療被保険者証を送ります 後期高齢者医療制度加入者の自己負担限度額

新保険証は紫色です 1010059

発送日 7月13日（木）

有効期限 8月1日～来年7月31日

限度額認定証のご利用

限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の申請が省略される人

引き続き利用したい人は国保年金課にて申請が必要です。次の人は、申請手続きを省略し、新しい認定証を保険証に同封します。

▼**限度額適用認定証** 昨年8月1日以降に交付を受け、現在も該当しており、本年度も引き続き所得区分が現役並み所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人

▼**限度額適用・標準負担額減額認定証** 昨年8月1日以降に交付を受け、現在も該当しており、本年度も引き続き住民税非課税世帯に属する人

自己負担割合、所得区分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人）	外来+入院（世帯）
3割	現役並み所得者Ⅲ	690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 【多数回 140,100円 ※】
	現役並み所得者Ⅱ	380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 【多数回 93,000円 ※】
	現役並み所得者Ⅰ	145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【多数回 44,400円 ※】
2割	一般Ⅱ	①同一世帯に被保険者が1人の場合/住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合/住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	18,000円または(6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%)の低い方を適用 【年間上限144,000円】
		①同一世帯に被保険者が1人の場合/住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合/住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	57,600円 【多数回 44,400円 ※】
1割	一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ以外の住民税課税世帯	18,000円 【年間上限144,000円】
	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税（低所得者Ⅰを除く）	8,000円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得（給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除した所得金額）がない	8,000円

※ 過去12カ月の間に、外来+入院（世帯）の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります

申請・問合せ 国保年金課医療年金係 ☎内線 3133、白沢支所生活係 ☎内線 7848、利根支所生活係 ☎内線 7916

要介護認定者

介護保険負担割合証を送ります

介護保険の認定を受けている人を対象に郵送します。8月から新しい介護保険負担割合証を事業所に提示してください。

発送時期 7月中旬

有効期限 8月1日～来年7月31日

問合せ 介護高齢課介護保険係 ☎内線 3146

